

2 循環第 244 号
令和 2 年 5 月 7 日

各市町村（政令市を除く。）
各一部事務組合
廃棄物担当課室長 殿

愛知県環境局資源循環推進課長
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症を想定した一般廃棄物処理事業の継続に向けた応援
について（通知）

新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について、令和 2 年 3 月 4 日付け環
循適発第 200344 号及び環循規発第 200343 号の環境省環境再生・資源循環局長からの通知を
受け 3 月 10 日付け 31 循環第 849 号で適切な対応を、また、新型コロナウイルス感染症を想
定した廃棄物処理事業継続計画作成について、令和 2 年 4 月 1 日付け環境省環境再生・資源
循環局廃棄物適正処理推進課からの事務連絡を受け 4 月 2 日付けで事業継続計画の作成等
を通知したところです。

また、5 月 1 日付け環循適発第 2005013 号及び環循規発第 2005011 号で環境省環境再生・
資源循環局長から新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物に関する適正かつ円滑な処理体
制の確保について通知されたところですが、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措
置を実施すべき期間が令和 2 年 5 月 31 日まで延長された状況において、今後、事業継続計
画の想定を超えて感染が拡大した場合等、やむを得ず事業継続が困難な場合においては、一
般廃棄物の円滑な処理を図り、もって、県民の生活を維持するため、別紙のとおり、応援に
係る対応をしますので、御承知ください。

担 当 一般廃棄物グループ
電 話 052-954-6234
電子メール junkan@pref.aichi.lg.jp

- 1 事業継続が困難な場合とは、以下のいずれか又はすべてに該当する場合をいう。
 - (1) 一般廃棄物の収集又は運搬に支障が生じた場合
 - (2) 一般廃棄物の処分に支障が生じた場合
 - (3) その他特に必要がある場合

- 2 やむを得ず事業継続が困難になった市町村等は、愛知県環境局資源循環推進課に対し、事業に係る応援が可能な市町村等との調整及びあつせんを要請することができるものとする。

- 3 愛知県環境局資源循環推進課は2の要請を受けたときは、必要な措置を講ずる。

- 4 事業継続が困難になった市町村等が愛知県環境局資源循環推進課に調整及びあつせんを要請する場合、当該市町村等は次の事項について、愛知県環境局資源循環推進課に電話等で連絡した後、速やかに文書で通知するものとする。
 - (1) 事業継続が困難な状況
 - (2) 応援を必要とする事業の内容及び一般廃棄物処理量の見込み
 - (3) 必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量
 - (4) 応援の場所及び期間
 - (5) 連絡責任者
 - (6) その他必要事項

- 5 これに定めがない事項については、その都度検討する。